

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」の策定について

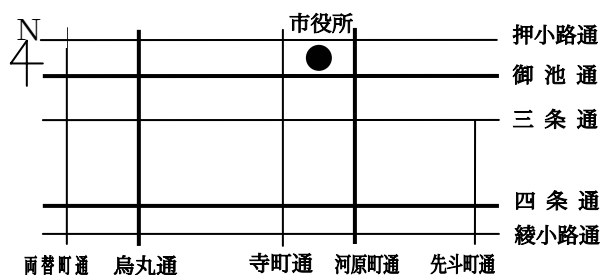
～ 先駆的な自転車対策を複合的に展開 ～

京都市では、「歩いて楽しいまちなか戦略」の一環として、本年2度にわたり行った放置自転車等の実態調査結果などを踏まえ、都心部での放置自転車問題の抜本的解決に取り組んできました。

このたび、今後5年間で集中的に取り組む放置自転車対策のメニューとスケジュールを明らかにした「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」を策定しましたので、お知らせします。

このプログラムは、「駐輪スペースの確保」と「駐輪マナーの向上」を柱に5つのアクションで構成し、①公園の地下を利用した自転車等駐車場の整備や②政令指定都市で最も厳しい基準となる付置義務制度への見直し、③地域の市民、事業者の皆様の啓発・監視活動と連動した撤去の強化など、先駆的な自転車対策を複合的に展開する全国でも類を見ないものです。

- 1 名 称 「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」
- 2 対象地域 都心部 … 先斗町通・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域
ただし、アクション2, 3については、京都市全域



- 3 取組期間 平成18年度から平成22年度までの5年間

4 アクションプログラムの概要

(1) 駐輪スペース確保のプログラム

アクション1 : 2,500台分の自転車等駐車場の整備 【平成18年度～22年度】

- 第1弾として、平成18年中に生祥小学校プール跡地での整備に着手
- 現行の付置義務により今後設置予定の約800台分と併せ、計3,300台分を確保
→ 対策強化による放置自転車の減少効果を兼ね併せると、都心部における平日昼間の駐輪ニーズをカバー

整備候補地	整備方式	収容台数	事業期間
生祥小学校プール跡地	地上1階式	530台	平成18～19年秋
御射山公園地下	地下1階式	1,270台	平成19～21年度
新京極公園地下	地下1階式	700台	平成20～22年度
計	—	2,500台	—

アクション2：自転車駐車場付置義務の強化【平成21年度】

- 政令指定都市で最も厳しい付置義務基準の設定
- 対象は京都市全域
- 今後、実態調査・制度検討を行った上で、京都市自転車等駐車対策協議会(※1)に諮り、京都市自転車等放置防止条例を改正。

①対象となる店舗面積の引下げ(案)

施設の種類	現行店舗面積	見直し案
小売店舗	400㎡以上	200㎡以上
遊技場	300㎡以上	150㎡以上
銀行・信用金庫	500㎡以上	250㎡以上

②対象施設の拡大(案)

スポーツ施設・学習施設・レンタルビデオ店・カラオケボックス・コンビニエンスストア・飲食店・映画館など

アクション3：民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設【平成20年度】

- 民間事業者の参入を促進する仕組みづくりとして、都心部や駅周辺など自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備(自動車駐車場からの転換を含む。)に対する助成金制度を創設
- 対象は京都市全域
- 今後、制度の調査・検討を行った上で、京都市自転車等駐車対策協議会(※1)に諮り、京都市自転車等放置防止条例を改正。

(2) 駐輪マナー向上のプログラム

アクション4：地域との協働による啓発・監視活動【平成19年度】

- 市民、事業者、行政のパートナーシップにより、効果的で持続力のある活動を展開
 - ① 都心部放置自転車追放協議会(仮称)の設置
 - … 地域住民・商業関係者・鉄道事業者・行政機関で構成
 - 平成18年中に準備会を開催予定
 - ② 地域主体の啓発・監視活動の実施
 - … 追放協議会の実践活動として、啓発・監視活動を継続的に実施
 - 撤去との連動を図る(アクション5③)。
 - ③ 自転車等駐車場の利用促進
 - … 商店街等と連携したサービス提供等、買い物客など短時間駐輪者への対策

アクション5：放置自転車撤去の強化【平成19年度】

- 放置自転車撤去に向けた保管所の整備、撤去強化区域の拡大等を実施し、都心部で現行の約2倍の撤去が行える体制を構築
 - ① 保管所の整備 … 約1,500台収容。平成19年度に開設予定。
(市全体の保管台数 9,150台 → 10,650台)。

② 自転車等撤去強化区域の拡大

… 都心部（先斗町通・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域）全域を新たに「自転車等撤去強化区域」に指定（※２）。

現在の自転車等撤去強化区域は、次の１０箇所

北大路駅周辺、桂駅周辺、出町柳周辺、西院駅周辺、京都駅周辺、西京極駅周辺、四条大宮周辺、四条烏丸周辺、三条木屋町周辺、四条河原町周辺

③ 機動力のある撤去活動の展開

ア 撤去回数・台数の大幅増（現行の約２倍）

イ 追放協議会の啓発・監視活動と連携・連動した撤去の強化

… 放置状況に応じた臨機応変な撤去を展開（アクション４②）。

ウ 夜間・休日撤去の実施

… 木屋町・祇園界隈で行っている夜間撤去や、休日における撤去を都心部で実施。

【参 考】

※１ 京都市自転車等駐車対策協議会

- ・「自転車法」（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）に基づき設置した、京都市の諮問機関。
- ・「京都市自転車総合計画」の策定のため、平成１０年１２月に設置。
- ・全市レベルの重要事項について、調査・審議する。

※２ 自転車等撤去強化区域

現行 都心部の撤去強化区域は、三条木屋町・四条烏丸・四条河原町の周辺

今後 現行に加え、新たに都心部（先斗町通・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域）全域を撤去強化区域とする。

